AIと著作権に関する考え方のポイント



<AI開発・学習段階についての懸念>

<著作権に関する考え方について>

(クリエイター等)

● 著作物等がAI開発・学習に 無断で利用されている

(AI開発・サービス提供事業者)

● AI開発・学習に際して許諾なく著作物を利用できる範囲が明確でない



①AI開発・学習に関する権利制限規定の 適用範囲等に関する解釈について

- AI学習のための複製等の中には、既存の著作物の類似物を出力させる目的(享受目的)が併存し、法第30条の4の「非享受目的」要件を満たさないものがあること(学習元の著作物の創作的表現をそのまま出力させることを目的とした追加学習等)
- <u>特定のクリエイターの作品のみ</u>を学習データとしてファインチューニングを行う場合、各作品に共通する創作的表現を<u>享受する目的があると評価される場合がある</u>こと
- オンラインでデータが提供されるものを含め、<u>情報解析用に活用できる形で整理したデータベースの著作物の現在又は将来の販売市場と衝突するAI学習のための複製等には法第30条の4が適用されない</u>こと

(クリエイター等)

海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまう



②AI学習に海賊版などの侵害複製物を 利用することのリスク等について

● 海賊版であることを知りながらAI学習に用いたといった事情は、 <u>事業者が著作権侵害の主体として責任を問われる可能性を</u> 高めること

AIと著作権に関する考え方のポイント



<生成・利用段階についての懸念>

<著作権に関する考え方について>

(クリエイター等)

● 生成AIにより著作権を侵害する物が大量に生成されるおそれ

(AI開発・サービス提供事業者) (AI利用者)

- AIサービスの提供や、AIによる生成・AI生成物の利用に際して著作権侵害を生じさせてしまうおそれ
- 生成AIの提供・利用による 炎上リスク

③AI生成物の生成・利用が 著作権侵害となる要件について

- AIにより元の著作物と類似性ある生成物が生成された場合、 依拠性があると推認され得ること
- 学習元データに含まれていないことの立証は、類似性ある 生成物を生成したAI利用者の側で、依拠性を否定するために 必要となると考えられること
- 生成時点で著作権侵害とならない場合でも、生成物の利用 時点では別途、侵害とならないか検討が必要であること

④AI開発事業者・AIサービス提供事業者が 著作権侵害の責任を負う場合について、及び 取るべき侵害防止の措置について

- AI利用者による侵害物の生成については、AI利用者自身が責任を負うと共に、事業者も著作権侵害の主体として責任を問われる場合があり得ること(多数の侵害発生を看過した場合等)
- 事業者が著作権侵害として責任を問われるリスクを低減する ためには、<u>侵害物の生成防止等の措置を取ることが必要と考えられること</u>



AIと著作権に関する考え方のポイント



<AI生成物の著作物性についての懸念>

(AI利用者)

- 努力せずに作品を作って世に 出しているのではないかとい う同業からの冷評
- AI生成物が著作物とならず、 法的な保護の対象とならない のではないかという懸念

<著作権に関する考え方について>

⑤AI生成物が著作物として認められるための 要件に関する考慮要素等について

- AI生成物であっても、人の創作意図及び創作的寄与があると認められる場合はAI利用者の著作物として認められる場合があること
- 創作的寄与の有無は、指示・入力(プロンプト等)の分量・内容等の要素を勘案して総合的に判断すべきと考えられること

